



被災宅地危険度判定制度の概要 と実施体制



鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

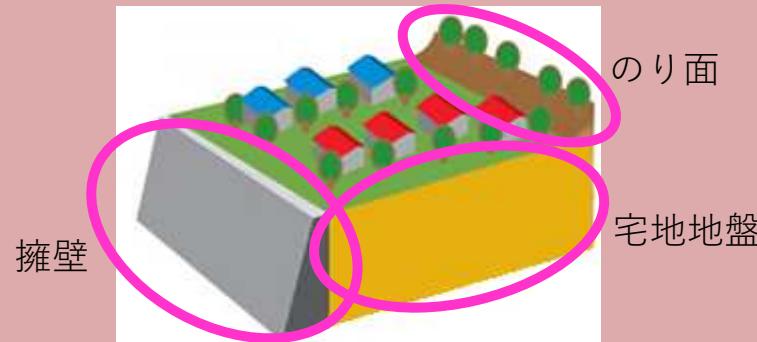
被災宅地危険度判定制度と 被災建築物応急危険度判定制度

危険度判定には、『被災宅地危険度判定制度』と『被災建築物応急危険度判定制度』の2種類が存在する。

被災宅地危険度判定制度



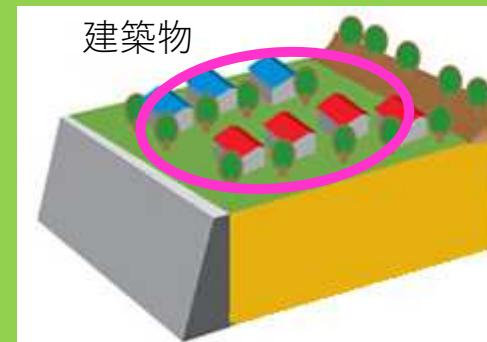
宅地地盤・擁壁・のり面の被
害にかかる危険度判定



被災建築物応急危険度判定制度



建築物の被害にかかる危険度
判定



被災宅地危険度判定制度

被災宅地危険度判定制度とは？

大規模な地震又は大雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災した市町村長から要請を受けた被災宅地危険度判定士が個々の宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、**宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保すること**を目的とした制度。

制度の目的

①早期調査による二次災害の防止

災害発生直後、被災宅地の崩壊拡大やそれに伴う建物倒壊などによる二次災害を防止するため、立入制限や応急措置の必要性等を判断。

②被災状況の早期把握

被災状況を早期に把握し国等へ報告することで、早期の支援策決定に反映。

行政機関の役割

被災宅地危険度判定の実施主体



市町村

市町村の危険度判定実施本部等が指揮を執り、危険度判定を実施。

〈鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱(抜粋)〉

(市町村の事前準備)

第4条 市町村長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施することができる体制を整備する。

2 市町村長は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるための必要な措置を講じる。

被災宅地危険度判定士登録・養成
及び制度運営のための体制整備



県

○被災宅地危険度判定士の登録・養成

○市町村及び県内の関係団体等との調整、国・他都道府県と連携した円滑な制度運営のための体制整備

○必要に応じた他県への被災宅地危険度判定士の派遣要請 等

〈鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱(抜粋)〉

(県の事前準備)

第3条 知事は、被災宅地危険度判定に関し、県内の市町村、関係団体等の間の調整を行うとともに、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、被災宅地危険度判定の円滑な実施を支援する体制を整備する。

2 知事は、市町村の協力を得て、被災宅地危険度判定に関する講習会を開催し、被災宅地危険度判定士を養成する。

3 知事は別に定める登録要綱に基づき被災宅地危険度判定士の登録に関する事務を行う。

4 知事は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

被災宅地危険度判定士と判定調整員

被災宅地危険度判定士とは？（全国被災宅地危険度判定連絡協議会の危険度判定実施要綱第6条）

被災した市町村又は他の都道府県からの要請により、**宅地の危険度判定を行う技術者**。

主に土木、建築等の技術者で、一定の専門技術資格・経験を有し、県が実施する「被災宅地危険度判定士養成講習会」を受講した者（以下「宅地判定士」という）。

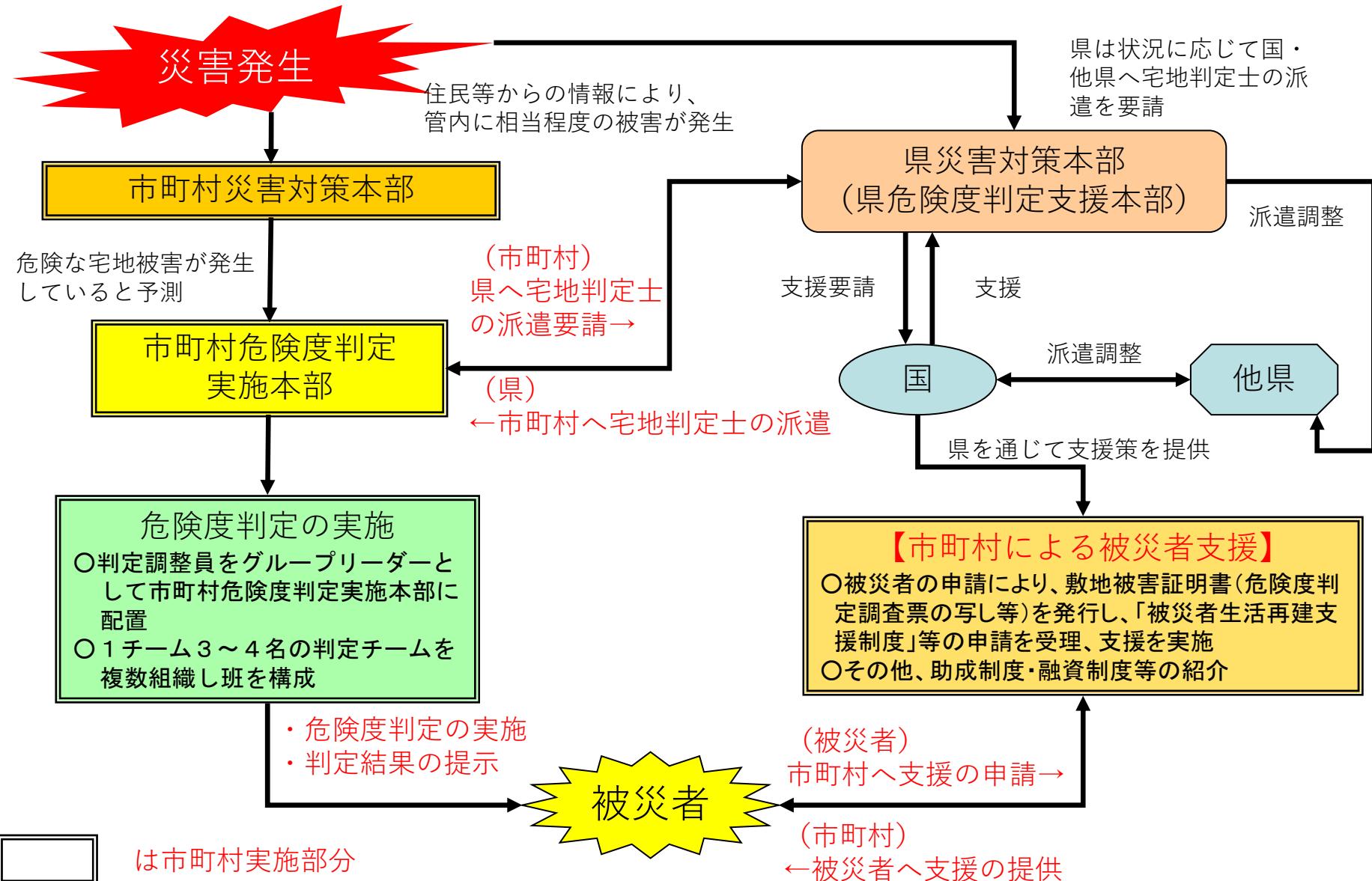
判定業務調整員とは？（全国被災宅地危険度判定連絡協議会の危険度判定実施要綱第13条）

宅地判定士のうち、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る指導監督、危険度判定結果の集計、及び危険度判定実施本部長への報告等、**リーダー的な役割**を適正に行うことができると知事が認めた者。

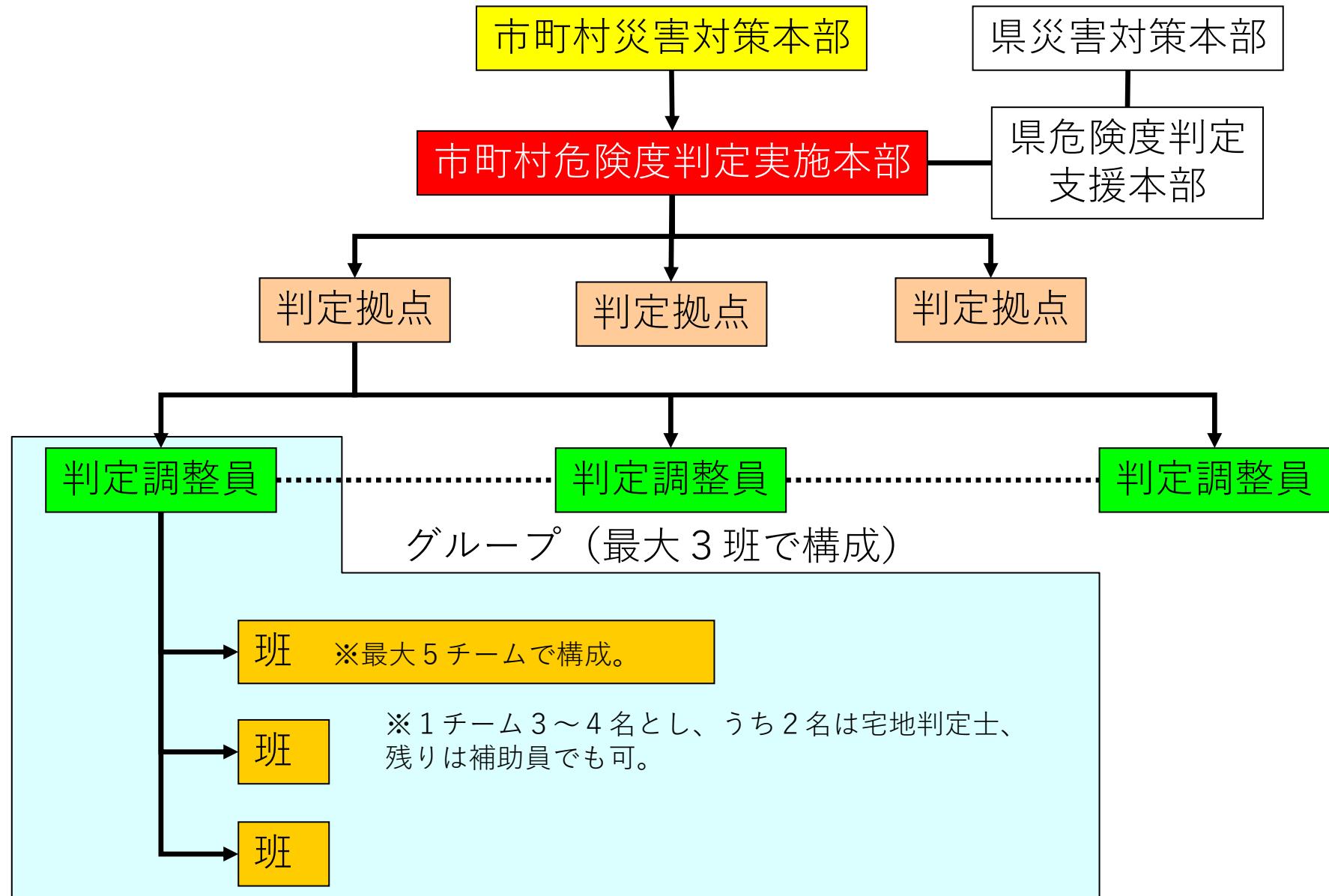
基本的に危険度判定実施本部を設置する市町村の宅地判定士がその役割を担うが、判定業務調整員（以下「判定調整員」という）の存在しない市町村においては、県の判定調整員を派遣することも考えられる。

この他、判定士を補佐する補助員を加えた班編成で、危険度判定を行います。

被災宅地危険度判定及び被災者支援の流れ



被災宅地危険度判定の実施体制



判定結果の表示

8

被災宅地危険度判定

調査済
(青色)

被災宅地危険度判定結果

調査済宅地

INSPECTED

◆ この宅地の被災度は小さいと考えられます
◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています
◆ この判定は宅地に係る判定です・建築物の判定ではありません
◆ この判定は「罹災証明」に係る調査ではありません

注記:

調査番号
判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在
(災害対策本部) 電 話()
宅地危険度判定実施部

要注意
(黄色)

被災宅地危険度判定結果

要注意宅地

LIMITED ENTRY

◆ この宅地に入る場合は十分注意して下さい
◆ 応急的に備蓄する場合は専門家にご相談下さい
◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています
◆ この判定は宅地に係る判定です・建築物の判定ではありません
◆ この判定は「罹災証明」に係る調査ではありません

注記:

調査番号
判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在
(災害対策本部) 電 話()
宅地危険度判定実施部

危険
(赤色)

被災宅地危険度判定結果

危険宅地

UNSAFE

◆ この宅地に入ることは危険です
◆ 立ち入りの場合や既にあつては専門家に相談して下さい
◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています
◆ この判定は宅地に係る判定です・建築物の判定ではありません
◆ この判定は「罹災証明」に係る調査ではありません

注記:

調査番号
判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在
(災害対策本部) 電 話()
宅地危険度判定実施部

(参考) 被災建築物応急危険度判定

調査済
(緑色)

被災建築物応急危険度判定結果

調査済

INSPECTED

◆ この被災建築物は被災度が小さいと考えられます
◆ 通行等に障害がございません
◆ 建築物名: _____
◆ 事故番号: _____
◆ 調査番号
判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在
(災害対策本部) 電 話()
被災建築物判定実施部

要注意
(黄色)

被災建築物応急危険度判定結果

要注意

LIMITED ENTRY

◆ この被災建築物は入る場合要注意下さい
◆ 応急的に備蓄する場合は専門家にご相談下さい
◆ 建築物名: _____
◆ 事故番号: _____
◆ 調査番号
判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在
(災害対策本部) 電 話()
被災建築物判定実施部

危険
(赤色)

被災建築物応急危険度判定結果

危険

UNSAFE

◆ この被災建築物は危険です
◆ 通行等に障害がございません
◆ 建築物名: _____
◆ 事故番号: _____
◆ 調査番号
判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在
(災害対策本部) 電 話()
被災建築物判定実施部

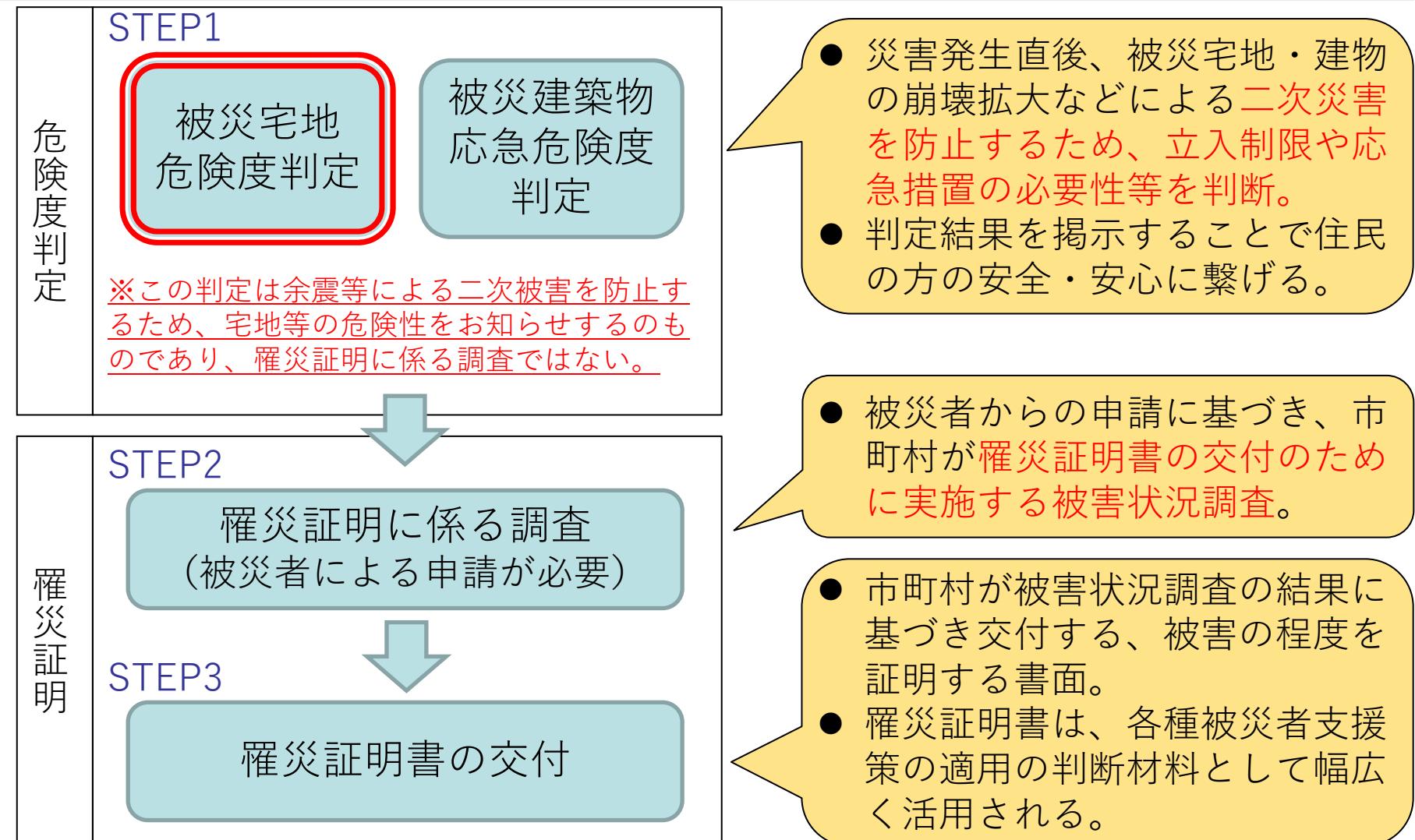
小

危険度

大

危険度判定と罹災証明

危険度判定は「罹災証明に係る調査」と混同されることが多いが、それぞれの制度で目的が異なる。



<参考>

この資料は、「鳥取県被災宅地危険度判定士危険度判定マニュアル」を基にした制度の概要説明資料です。詳しくは、本マニュアル中の以下の項目をご参照ください。

1. 鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱（R7.6）
2. 鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱（R7.6）
(以下、全国被災宅地危険度判定連絡協議会策定)
3. 被災宅地危険度判定実施要綱（R5.10）
4. 被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（R4.11）
5. 被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（R5.10）
6. 被災宅地の調査・危険度判定マニュアル 参考資料（H26.3）
7. 擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き
(R4.11)
8. 判定調整員業務マニュアル（R4.11）

※鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会が策定した被災宅地危険度判定実施要綱第15条第2項に基づき策定したものです。

<被災宅地危険度判定制度に関するHPアドレス>

鳥取県まちづくり課のHPにて、被災宅地危険度判定制度について紹介しています。
アドレスは、こちら ⇒ <http://www.pref.tottori.lg.jp/124373.htm>